

# 一般社団法人安芸高田市観光協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人安芸高田市観光協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を広島県安芸高田市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、安芸高田市内における観光事業に関する計画の推進、観光資源の開発、観光施設の整備保存など、観光に係る事業を通じて、国民の心身の健全な発達に寄与し又は豊かな人間性を涵養するとともに、地域の伝統文化の発展向上及び地域社会の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するために、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の調査、研究、保全及び開発
- (2) 観光振興に寄与するイベント等の実施、協賛、後援
- (3) 観光地の美化、観光案内施設の整備等、観光地の環境整備に関する事業
- (4) 観光事業に関する情報の収集及び提供
- (5) 観光客誘致のための観光施設や交通機関等に関する情報提供
- (6) 観光事業に関する市民意識の向上のための事業
- (7) 地方公共団体及び公共的団体の委託を受けて行う観光振興事業等
- (8) 安芸高田市の土産品、特産品の販売
- (9) 毛利武者衣装の貸出、着付け、維持管理
- (10) その他、前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

### 第3章 会員

(法人の構成員)

第7条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申込みを行い、理事会において可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

- 2 理事会において承認を得た者は、所定の入会金及び会費を納めたときに、当法人の会員となる。
- 3 入会金の額及びその払い込み方法は、社員総会の決議を経て、別に定める。

(会費の納入等)

第9条 正会員及び賛助会員は、毎事業年度所定の納期までに、会費を納入しなければならない。

- 2 前項の会費の金額及びその払い込み方法は、社員総会の決議を経て、別に定める。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、所定の退会届を理事長に提出することにより、いつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(入会金及び会費の不返還)

第13条 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

## 第4章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(社員総会の開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決定に基づき、理事長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の目的である事項、会議の日時、場所を記載した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

3 定時社員総会は、年1回以上開催する。

4 定時社員総会は、毎事業年度の末日から3箇月以内にこれを開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

5 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(社員総会の決議事項)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額又はその規定
- (4) 事業計画及び予算書類の承認
- (5) 事業報告及び決算書類の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(社員総会の議決権・決議等)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 社員総会は、正会員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 社員総会の議長は、出席者の互選によって定める。
- 4 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(書面決議)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所

- (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委託者の場合にあっては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項及び決議事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第5章 役員等

（役員の設定等）

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、2名以内を副理事長とすることができる。

（役員職務権限等）

第21条 理事長は、当法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序に従いその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款及び社員総会の決議に基づき、当法人の業務を執行する。
- 4 監事の1名は、公認会計士、税理士などの有資格者、又は法人の経理等の経験者から選任する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 財産又は会計並びに理事の業務執行状況を監査し、監査報告を作成する。
  - (2) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを社員総会に報告する。
  - (3) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員を選任）

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任す

る。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（役員任期）

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条第1項に定める員数が欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

（役員解任）

第24条 理事又は監事は、次の各号の一に該当するときは、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があると認め

られるとき。

(役員報酬等)

第25条 理事又は監事は、無報酬とする。ただし、旅費その他業務の遂行に伴う実費についてはこの限りではない。

2 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、当該役員が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置き、理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会を招集するときは、会議の目的である事項、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、開催の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときには、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

2 理事会は、理事長が招集し、理事長が欠けたとき又は事故があるときは、副理事長が招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議事項)

第32条 理事会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の決議事項の執行に関する事項
- (3) その他の社員総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第1項に掲げる理事は、第2項の規定に基づいて、自己の職務の執行の状況を理事会に最低毎事業年度に



4 箇月を超える間隔で 2 回以上報告するものとする。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

## 第 7 章 基金

(基金の拠出)

第 37 条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集事項の決定)

第 38 条 基金の募集事項の決定は、理事会の決議による。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 39 条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還手続)

第 40 条 基金の拠出者に対する返還は、一般法人法第 236 条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第 8 章 委員会

(委員会)

第 41 条 理事長は、当法人の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第 9 章 計算

(事業年度)

第 42 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終

わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。この収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

4 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合においては、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、第1号から第3号までの書類については監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

(3) 財産目録

(4) 役員名簿及び役員の報酬の額又はその基準を記した書類

2 事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録については、定時社員総会の承認を得なければならない。

(計算書類等の備置き)

第45条 前条の規定により報告され又は承認を受けた書類のほか、監査報

告を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第46条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(特別の利益の禁止)

第47条 当法人は、当法人の会員、役員若しくは使用人、基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

2 当法人は、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄付その他の特別の利益を与える場合を除く。

## 第10章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合においては、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 会員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属等)

第50条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決

議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人、公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第11章 事務局

(事務局)

第51条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を若干名置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第52条 事務局事務所には、常に、次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 事業計画及び予算に関する書類

(5) 事業報告及び決算に関する書類

(6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表

(7) 許可、認可等及び登記に関する書類

(8) 定款の規定に定める機関の議事に関する事項

(9) 事務局職員の名簿及び履歴書

(10) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

## 第12章 附則

(細則)

第53条 この定款に定めるもののほか、当法人の事業運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(法令の準拠)

第54条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(最初の事業年度)

第55条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時役員任期)

第56条 当法人の設立時役員任期は、第23条第1項及び第2項の規定にかかわらず、就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(設立時の役員等)

第57条 この法人の設立時理事、設立時理事長及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	金川豊久	先川和幸	石飛慶久	稲垣文孝	今村佳岳
	岩見孝嗣	大前浩介	小田 忠	熊高一雄	佐々木高美
	塚本哲彦	原田勇治	日南幸雄	毛利洋二	
設立時理事長	金川豊久				
設立時監事	池田武治	上松洋子			

(設立時社員の氏名及び住所)

第58条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所	広島県安芸高田市向原町坂133番地
設立時社員	有限会社金川モータース
	代表取締役 金 川 佳 寛

住 所	広島県安芸高田市向原町保垣866番地1
設立時社員	先 川 和 幸

住 所	広島県安芸高田市吉田町吉田1105番地
設立時社員	石 飛 慶 久

以上、一般社団法人安芸高田市観光協会の設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士井上晃は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成27年3月24日

設立時社員 有限会社金川モータース  
代表取締役 金 川 佳 寛

設立時社員 先 川 和 幸

設立時社員 石 飛 慶 久

上記設立時社員の定款作成代理人 司法書士 井 上 晃